

## 稚内市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、稚内市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震性の向上を図るため、市内にある木造住宅の耐震改修を行う者に対し、その費用の一部に補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 次のいずれかに該当する木造住宅の地震に対する安全性の評価をいう。
  - ア 財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法
  - イ アに掲げる方法と同等以上と認められる耐震診断
- (2) 耐震診断員 次のいずれにも該当する耐震診断を行う者をいう。
  - ア 建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。）の資格を有し、建築士事務所（同法第23条第1項に規定する建築士事務所をいう。）に所属していること。
  - イ 北海道が定める耐震診断・耐震改修技術者名簿登録閲覧業務事務処理要領に基づく耐震診断・耐震改修技術者名簿において木造耐震診断区分で登録していること。
- (3) 耐震改修工事 次のいずれにも該当する工事をいう。
  - ア 耐震診断員が行った耐震診断で上部構造評点が1.0未満と診断された木造住宅を改修し、上部構造評点が1.0以上となる工事
  - イ アに掲げる工事と同等以上と認められる工事
- (4) 耐震設計 耐震診断の結果に基づき耐震診断員が、当該住宅の耐震改修工事を行うために、現況調査を実施し、必要な設計図書（耐震改修工事の実施に必要な図面及び仕様書をいう。以下同じ。）の作成を行うことをいう。
- (5) 設計者 耐震設計を行う者をいう。
- (6) 工事監理 耐震改修工事を行う過程で、設計図書と照合し、当該耐震改修工事が耐震設計どおり実施されているか否かの確認並びに、その中間及び完了の報

告図書（工事状況報告書、写真及び工事監理報告書をいう。）の作成業務をいう。

(7) 工事監理者 次のいずれにも該当する耐震診断工事の工事監理を行う者をいう。

ア 建築士（建築士法第2条第1項に規定する建築士をいう。）の資格を有し、建築士事務所（同法第23条第1項に規定する建築士事務所をいう。）に所属していること。

イ 北海道が定める耐震診断・耐震改修技術者名簿登録閲覧業務事務処理要領に基づく耐震診断・耐震改修技術者名簿において木造耐震改修区分で登録していること。

(8) 工事施工者 次のいずれにも該当する耐震改修工事を行う者をいう。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により国土交通大臣又は北海道知事の許可を受けていること。

イ 北海道が定める耐震診断・耐震改修技術者名簿登録閲覧業務事務処理要領に基づく耐震診断・耐震改修技術者名簿において木造耐震改修区分で登録している者が所属していること。

（補助対象住宅）

第3 補助対象住宅は、木造住宅であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 戸建て住宅（2世帯住宅を含む。）又は併用住宅（店舗等併用住宅で、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であること。

(2) 地上階数が2階建以下の在来工法又は枠組壁工法であること。

(3) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅であること。

(4) 外壁の中心線隣地境界線又は道路境界線までのいずれかの水平距離が、7メートル以内であること。

(5) 耐震診断員が行った耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたものであること。

(6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に違反する事項がないこと。

（補助対象者）

第4 補助対象者は、市内に住所を有し、かつ、自ら居住の用に供する木造住宅を所

有している個人とする。

(補助対象経費)

第5 補助対象経費は、次に掲げる経費（住宅部分に限る。）とする。

- (1) 耐震改修工事費に係る経費
  - (2) 現状復旧等を伴う付帯工事（解体工事並びに外装、断熱材、内装等の復旧工事及び更新工事を含む。）のうち耐震改修工事に係る経費
- (補助金の交付額)

第6 補助金の額は、第5の補助対象経費の額が、次の各号に掲げる対象経費の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 対象経費が20万円以下の場合 対象経費の額
- (2) 対象経費が20万円を超え200万円以下の場合 20万円
- (3) 対象経費の額が200万円を超え300万円以下の場合 対象経費の10パーセントに相当する額
- (4) 対象経費の額が300万円を超える場合 30万円

2 前項第1号及び第3号の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付の申請)

第7 補助金の交付の申請をする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式の木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 改修計画書
- (2) 建築確認通知書の写し
- (3) 登記簿謄本等の建築年度及び所有者を明らかにする書類
- (4) 耐震診断員が行った耐震診断報告書の写し
- (5) 耐震診断員が行った補強後の想定耐震診断報告書
- (6) 改修内容が記載された案内図、配置図、平面図等
- (7) 耐震改修工事費見積内訳書の写し
- (8) 住民票
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、申請者はこの現地調査に協力しなければならない。

(補助金等の交付の可否)

第8 市長は、第7第1項の規定による申請について内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、別記第2号様式の木造住宅耐震改修事業補助金交付決定(却下)通知書により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の交付の決定後、速やかに耐震改修工事に着手しなければならない。

(計画の変更及び中止)

第9 申請者は、申請の内容に次のいずれかに該当する変更があったときは、別記第3号様式の木造住宅耐震改修事業補助金交付変更申請書に関係書類を添えて速やかに市長へ提出しなければならない。

- (1) 工事施工者
- (2) 工事監理者
- (3) 耐震改修経費
- (4) 改修予定期間
- (5) 計画内容

2 市長は、前項の申請の内容を審査し、別記第4号様式の木造住宅耐震改修事業補助金交付変更承認(不承認)通知書により申請者に通知するものとする。

(完了の期限)

第10 申請者は、第8第1項の規定による交付の決定を受けたときは、第7第1項の申請書に記載した工事完了年月日までに耐震改修工事を完了しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、これを延期することができる。

2 申請者は、耐震改修工事が完了したときは、別記第5号様式の木造住宅耐震改修事業補助金交付実績報告書に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 改修工事後の耐震診断報告書の写し
- (2) 耐震改修工事に要した費用の支払を証する領収書の写し
- (3) 改修内容が記載された竣工図
- (4) 改修工事の内容が確認できる写真
- (5) 工事監理者が作成した報告図書の写し

(補助金の交付)

第11 市長は、第10第2項の規定による届出があったときは、速やかに工事内容等の

審査を行い、申請内容と相違がないと認めるときは、別記第 6 号様式の木造住宅耐震改修事業補助金交付確定通知書により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、補助金の確定通知を受けたときは、速やかに別記第 7 号様式の木造住宅耐震改修事業補助金交付請求書を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の請求があったときは、申請者に補助金を交付するものとする。

(補則)

第 12 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、稚内市補助金等交付規則（平成 17 年稚内市規則第 18 号）及び稚内市補助金の交付に関する取扱規程（平成 17 年稚内市訓令第 7 号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別記第 1 号様式（第 7 関係）

稚内市木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書 **【別添】**

別記第 2 号様式（第 8 関係）

稚内市木造住宅耐震改修事業補助金交付決定（却下）通知書 **【別添】**

別記第 3 号様式（第 9 関係）

稚内市木造住宅耐震改修事業補助金交付変更申請書 **【別添】**

別記第 4 号様式（第 9 関係）

稚内市木造住宅耐震改修事業補助金交付変更承認（不承認）通知書 **【別添】**

別記第 5 号様式（第 10 関係）

稚内市木造住宅耐震改修事業補助金交付実績報告書 **【別添】**

別記第 6 号様式（第 11 関係）

稚内市木造住宅耐震改修事業補助金交付確定通知書 **【別添】**

別記第 7 号様式（第 11 関係）

稚内市木造住宅耐震改修事業補助金交付請求書 **【別添】**